

青森県知事登録旅行サービス手配業者の代表者 殿

青森県観光国際戦略局観光企画課長

旅行サービス手配業務取扱管理者継続研修修了証明書の報告
及び旅行サービス手配業務取扱管理者証の発行について（通知）

標記について、「旅行サービス手配業務取扱管理者研修の内容及び方法の基準等を定める告示の一部を改正する告示（令和 5 年 3 月 2 2 日付観光庁告示第 6 号）」（以下、「告示」という。）が公布されたことに伴い、初回研修及び継続研修の区分が定められました。

このため、旅行サービス手配業者におかれましては、下記の運用となりますので、通知します。

これにより、「旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了証明書及び旅行サービス手配業務取扱管理者証の発行について（平成 3 0 年 4 月 9 日、観観産第 8 7 8 号）」については、令和 5 年 3 月 2 2 日をもって廃止となります。

記

1. 旅行サービス手配業務取扱管理者研修の継続研修修了証明書の提出について

旅行業法第 6 7 条、第 7 0 条第 1 項、及び同法施行令第 5 条並びに施行規則第 7 2 条の規定に基づき、旅行サービス手配業者が選任している旅行サービス手配業務取扱管理者が旅行業法第 2 8 条第 6 項及び告示に規定する継続研修を受講した場合、その修了証明書の写しを当課へ遅滞なく提出するものとする。

2. 旅行サービス手配業務取扱管理者証の発行要領

旅行サービス手配業務取扱管理者証（以下、「管理者証」）は、旅行業法第 2 8 条第 5 項の規定による資格を有する者で、旅行サービス手配業者により、同法第 2 8 条第 1 項の規定により選任された者であることを証するものである。

(1) 発行

①発行者

管理者証は、旅行サービス手配業者が資格を確認したうえで発行する。

②有効期間

管理者証の有効期間は、旅行サービス手配業務取扱管理者が旅行サービス手配業務管理者研修の初回研修又は継続研修の修了年月日から 5 年とする。

③旅行サービス手配業務取扱管理者証様式

様式については、別添のとおりとする。

(2) 管理者証発行簿

発行者は、管理者証を発行した場合は、「旅行サービス手配業務取扱管理者証発行簿」(以下「発行簿」という。)を作成し、保管するものとする。

また、発行簿には、次の事項を必ず記載するものとする。

①氏名

②旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了証明証の修了番号

③所属

④研修修了年月日

⑤発行年月日

⑥有効期間

【担当】

企画戦略グループ 主査 工藤 尅生

〒030-8570 青森市長島1-1-1 TEL:017-734-9385 FAX:017-734-8121

E-mail takeo_kudo1@pref.aomori.lg.jp